



**令和5年度(2023年度)**

**横須賀市立常葉中学校  
学校いじめ防止基本方針**

平成 27 年 3 月 25 日 一部改定 (学校いじめ防止対策委員会の充実)  
平成 28 年 3 月 30 日 一部改定 (学校いじめ防止対策委員会の構成員変更、  
5 章「いじめへの対処」追記、及び別紙「年間計画」一部見直し  
平成 29 年 3 月 30 日 一部改定 (学校いじめ防止対策委員会の構成員変更、3 章  
「いじめの未然防止について」追記、実践事例の掲載。  
平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂 (第 3 章「いじめの未然防止」一部起項)  
令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂 (第 3 章「いじめの未然防止」一部起項)  
令和 5 年 4 月 1 日 一部改定 (2、いじめ防止等に取り組むための校内組織の変更)  
別紙「年間計画」一部見直し

## 1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

本校は「共に学び、共に喜び、共に誇れる常葉中学校を築く」の学校教育目標を目指し、教育活動を行っています。この目標にある「共に」の対象は学校生活を共に過ごす同学年、異学年の生徒はもとより、教職員・保護者・地域の方々、さらには学校教育に携わる様々な人を指します。その中でも特に、生徒同士が様々な場面において共に学び、共に喜び、共に誇れるような学校であることはとても重要なことと捉えております。

いじめについてはもとより人間尊重、人権尊重の観点から決して許されないことです。また、本校の学校教育目標の実現からも「いじめ」はあってはならぬことであり、その防止に努めることは学校に課せられた責務と考えます。しかしながらいじめは、現実的には、どの生徒にも起こり得るものであることにも目を向けなければなりません。

そこで本校では「いじめ防止対策推進法」に基づき、次のように「いじめ」を捉えています。

### 【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」の第 2 条にあるように、  
「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校では、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りな

がら、いじめの早期発見に取り組みます。また、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに対応していきます。これらのことを実行するための「学校いじめ防止基本方針」をここに定めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

## 2 いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめ防止等を実効的に行うため、本校では次の3つの組織を設置します。学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

- ①校内いじめ防止対策委員会Ⅰ
- ②校内いじめ防止対策委員会Ⅱ
- ③学校いじめ防止対策委員会

この3委員会を定期的開催し、いじめ防止の取り組みについて協議するとともに、いじめ発生時においてはその対応策について協議します。

### ①校内いじめ防止対策委員会Ⅰ(生徒指導係会・支援会議)

毎週1回、生活指導係会・支援会議をそれぞれ行い、生徒の問題行動に係る情報共有をするとともに、いじめ防止等に係る取り組みを企画・立案するための協議を行います。

### ②校内いじめ防止対策委員会Ⅱ(支援委員会)

生徒指導係会・支援会議に加え必要に応じ会議を行います。また、いじめ事案が発生した時は緊急に会議を開いて対応を協議します。

#### 【支援委員会】

◆開催日 必要に応じて開催します。

#### ◆活動内容

- ・いじめ防止に係る取り組みの検討、対応方針の検討
- ・いじめに関する相談や通報への対応

### ③学校いじめ防止対策委員会

本委員会では、より多角的・多面的な検討が可能となるよう、教職員以外の方も構成員とし、特に子どもの心理的側面について専門的な知見を有するスクールカウンセラーを含めることとし、いじめ防止の取り組みの検討、検証を行います。

◆開催日 原則として、年2回開催します。

#### ◆活動内容

- ・いじめ防止に関わる取り組みの検討および検証

## 【学校いじめ防止対策委員会】

(敬称略)

	役 職	氏 名
1	校長	小板橋 貴久
2	教頭	林 聡輔
3	生徒指導担当	志村 和哉
4	支援教育グループリーダー	櫻田 智美
5	1学年主任	鈴木 貴子
6	2学年主任	工藤 圭介
7	3学年主任	櫻田 智美
8	特別支援学級主任	篠塚 真志
9	諏訪小学校長	黒川 理美
10	田戸小学校長	重田 太
11	スクールカウンセラー	新井 美恵子
12	登校支援相談員	陰山 千尋
13	PTA 会長	大石 信

なお、いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、

- ・いじめの早期発見、早期対応の取り組み
- ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定めます。※別紙参照

### 3 いじめの未然防止

いじめの未然防止のため、次の取り組みを進めます。

- ① いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- ② 教職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進にすり、生徒の社会性を育むとともに他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切に授業づくりを進めます。
- ⑤ 学校の教育活動の全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- ⑥ いじめは、学校や家庭だけの問題でなく、すべての大人の問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。
- ⑦ 東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受け、本校においては、次のような取組を実施しました。

○クラス独自にいじめを防ぐための約束事または取り組みを決め、「学校安心計画」に記入

し教室に掲示する。

- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進します。
  - SNSをはじめとするインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるような講習会を実施し、生徒・保護者の理解を深める。
  - インターネット上のいじめを防止するため、様々な場面で情報モラル教育を推進する。
- ⑨ 感染症等の病気による偏見・差別によるいじめに対する対策を推進します。

今後も生徒会書記局の取組としていじめ防止に関する取組をより効果的なものとするために、主体的に取り組んでいきます。

〈参考〉生徒会書記局の取組

## 学校 安心 計画

- 一、個性を認め合います
- 一、人の命を大切にします

## 常葉中学校生徒会

### 4 いじめの早期発見

いじめを早期に発見するため、次の取り組みを進めます。

- ① いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、些細な兆候であっても、いじめも視野に入れながら、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努めます。

- ② 生徒・保護者・教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。
- ③ 定期的に学校生活アンケート(いじめ)調査を実施し、生徒の状況を客観的に把握するよう努めます。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫します。

※学校生活アンケートの実施 年2回(7月・12月)

## 5 いじめへの対処

いじめが発生した際には次のような取り組みを進めます。

- ① 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたります。
- ② 遊びやふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめが疑われる行為には、早い段階からの的確に関わります。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒保護者への支援を行い、さらに、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒に一定期間、別室等において学習させる措置を講じます。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、横須賀市教育委員会及び横須賀警察署等と連携して対処します。
- ⑥ 学級全体として「いじめ」について話し合いをするなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育む取り組みを進めます。
- ⑦ インターネット上のいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくい現状はありますが、学校における情報モラル教育をより進め、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。またネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。
- ⑧ 特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。
- ⑨ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会が作成した「いじめ問題の理解と対応」に則って行います。

※初期対応をさらに丁寧かつ迅速に行い、早期解決に向けた対応を図っていきます。

## 6 重大事態への対応

いじめに関して重大な事態が起こった際には次の対応を行います。なお、「重大事態」については「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、次のようにとらえています。

### 【重大事態の定義】

「いじめ防止対策推進法」の第28条第1項第1号にあるように、「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対応を行います。

- ① 重大事態が発生した旨を、横須賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 横須賀市教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ③ 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他必要な情報を適切に提供します。

(別紙)

### いじめ防止対策のための年間指導計画

月	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4	・生徒指導に関する研修 ○校内いじめ防止対策委員会 I ・いじめ防止対策に関わる共通理解・情報交換	・学級開き	・いじめ防止対策についての説明・啓発 全校保護者集会
5	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・行事を通じた人間関係づくり ・学習・生活質問調査① *ふれあい体験旅行(3年)	・保護者との情報交換 家庭訪問(1年)
6	◆学校いじめ防止対策委員会① ○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・教育相談の実施 ・学習・生活質問調査①(3年)	
7	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・学校生活アンケート(いじめに関するアンケートを含む) ・教育相談の実施	・三者面談 情報交換
8	・生徒理解に係る研修		
9	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換 *学習・生活質問調査の利用	・行事を通じた人間関係づくり	
10	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・体育祭  ・後期学級づくり	
11	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・学習、生活質問調査②(1,2年)	
12	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・学校生活アンケート(いじめに関するアンケートを含む)	・三者面談 情報交換 ・学校評価アンケート
1	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換 *学習、生活質問調査の利用		
2	◆学校いじめ防止対策委員会② ○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換		
3	○校内いじめ防止対策委員会 I ・生徒に関する情報交換	・進学、進級に伴う学級づくり	

※「校内いじめ防止対策委員会 I」として、毎週1回実施する「生活指導係会・支援会議」において、いじめに関する情報交換や協議を行う。